

治療用装具 画像貼付台紙

(治療用メガネ・弾性ストッキングは提出不要)

- ・画像が多い場合には、複数枚ご提出いただいても結構です。
- ・必ず購入された全ての装具について撮影してください。(同じものを複数購入された場合も同様)

| 被保険者証 | | 被保険者氏名 | 受療者(被保険者との続柄) | 商品名、装具の商標、メーカー名、サイズ、ロゴに記載されている型番 見当たらない場合には、取扱い説明書(コピー)や製品箱の表記画像を添付いただいても結構です |
|-------|----|--------|---------------|--|
| 記号 | 番号 | | | |
| | | | () | |

[全体・正面から撮影した画像]

[側面(左右どちらか一方から撮影した画像)]

治療用装具の写真添付・撮影方法について



なぜ写真が必要なのか？

領収書の内訳に記載された装具と、実際に作成された装具が同一かを確認するためです。
2018年5月購入分より治療用装具の費用請求をするときには、装具の写真または画像添付が必要となります。

撮影方法について

作成した装具（複数作成したときには全ての装具）に対して、右記の方向及び箇所について撮影して下さい。

- ①全体図・正面
- ②側面（左右どちらか一方）

撮影した画像（写真）の印刷について

撮影した画像を「治療用装具 画像貼付台紙」（健保所定フォーマット）に貼り付け、カラーで印刷をお願いいたします。
なお、台紙1枚に貼り付けきれない場合には、複数枚になっても構いません。

